

第1回 太宰府市まちづくり市民会議

平成24年1月16日(月) 19:00~
於 いきいき情報センター多目的ホール

1. 開会
2. 市長あいさつ
3. これからの市民会議の進め方
 - ・総合進行役：加留部貴行(かるべたかゆき)氏
4. スタッフ紹介
5. ワークショップ
 - ①ワークショップの進め方
 - ②グループ分け
 - ③議案-全体スケジュールと体制
6. まとめ
7. 閉会

(加留部貴行氏の略歴)

国立大学法人九州大学大学院総合新領域学府 客員准教授
 特定非営利活動法人日本ファシリテーター協会 フェロー
 特定非営利活動法人日本ボランティアコーディネーター協会 理事・運営委員長

1990年 九州大学法学部卒業。
 同年、西部ガス㈱入社。人事、営業、新規事業部門に従事。
 学生時代からまちづくり活動に携わり、入社後も活動を継続。
 2001年には西部ガスより福岡市へNPO・ボランティア支援推進専門員として2年半派遣。
 西部ガス復帰後は指定管理者制度を担当。
 2007年からは九州大学へ出向し、大学改革プロジェクトを経て、ファシリテーション導入を通じた教育プログラム開発や学内外プロジェクトを担当。
 企業、大学、行政、NPOでの経験を活かした共働ファシリテーションを実践。
 2011年4月に独立。現在は、加留部貴行事務所 AN-BAI 代表。
 他に、福津市行政評価委員会会長、対馬市市民基本条例検討委員会会長など。

■スケジュール

組織と役割	平成23年度						平成24年度	平成25年度
	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
審議会 公募市民、学識経験者、議員、各種団体等で構成される。 市民会議で出された盛り込むべき内容の素材を検討、吟味して「素案」を作成し、市長へ答申する。		11/8 1				3/2 2		(今回の検討議案)
事務局 審議会、まちづくり市民会議、協働のまちづくり推進委員会の開催案内、情報提供や記録を行う		進め方・手順・役割の検討						
まちづくり市民会議 公募市民(審議会、推進委員会等を含む)で構成される。 条例に必要な条項の項目(盛り込むべき内容の素材)を合意できる範囲で作成する。				1/16 1	2/2 2	3/7 3		
協働のまちづくり推進委員会 協働のまちづくりを市内で推進するために、職員有志で構成される。 条例策定についても協働のまちづくりの一環として、市民会議へ参加する。 これらの取り組みで得られた情報やネットワークを活用して、市内啓発を行う。	10/19 研修会	11/21 2	12/12 3	12/21 4	1/24 5	2/14 6		
その他		11/26 講演会						

1/16日現在 終了している取り組み

(9月議会上程予定)

■これまでの経緯

『自治基本条例(仮称)』制定のための市民講演会 (平成 23 年 11 月 26 日)

自治基本条例とは何か、なぜ必要なのか

～市民主体の自治システム構築のために～

九州大学大学院法学研究院 嶋田暁文 准教授

はじめに

市民は行政に様々な不満を持っています。例えば「職員が杓子定規な対応をするので、不快だ」「役所に相談したら、窓口でたらいまわしにあった」「私の提案を取り上げてもらえなかった」。しかし、このような問題をその場限りに解決しても、また同じような問題が発生します。なぜなら、これらの問題は、市民-行政間および市民間の関係性の「構造」に起因しているからです。ですから、構造改革をしなくては解決できない問題なのです。そこで、必要とされているのが自治基本条例による「自治のルール」づくりです。

1 自治基本条例とは何か

自治基本条例とは市民と行政の関係性のあり方を見直し、また、市民同士の関係性のあり方を見直すことによって「自治体のかたち」を構造変革する、新しい「自治のルール」です。自治基本条例では自治体運営の基本的なルール、市民の権利、まちづくりの方向性などが規定されます。

特に「権利」の実現可能性を高めるためには、「権利」の内容を具現化する個別条例を別個に制定する必要があります。

2 自治基本条例が必要とされる理由

自治基本条例が必要とされる理由は、地方分権改革の推進により地方自治体に自己決定のためのルールが必要になったこと、自治体間競争が始まり「まちの個性」を磨く必要が出てきたこと、少子高齢化によって財政が逼迫していることで資源配分の考え方が必要になってきたこと、地域の公共課題が増大しているが行政には限界があるので住民が問題解決に取り組む必要性が出てきたこと、それによって協働が必要になり行政と住民の役割分担をルール化する必要が出てきたことによるものです。

3 市民主体の自治システム

自治基本条例を地域自治に活かしていくために、基本条例に規定された個別条例・規則・要綱などを制定します。また既存の条例をチェックし、必要があれば改正します。そして情報公開、参加、協働など現行業務をチェックし、自治基本条例に規定されたように改善する必要があります。

また、上記のような仕組みを設けるだけでなく、主人公としての市民が自治基本条例を主体的に生かしていけるかが重要な課題です。日常的に市民が自治基本条例を意識して使いこなしましょう。そして、策定委員会メンバーを核とする事後的なチェック委員会を発足させ、これらの執行状況を見直し規定に従ってチェックし、条例改正し、常に革新していく必要があります。

おわりに

「完ぺきな内容」よりも市民が「私たちの条例」だと認識できる条例を作ることが大切です。そのためには、多くの市民が関わって太宰府らしいオリジナリティのある条例を作らなくてはなりません。愛着のある自治基本条例を作るためにプロセスを大事にしましょう。

協働のまちづくり推進委員会 (平成 23 年 10 月～12 月)

研修会

○地方分権、協働のまちづくりの中で求められる行政と市民との関係、責務について

「協働のまちづくりに挑戦する」 講師：加留部貴行氏

第1回 これからの自治体職員に求められるもの 平成 23 年 10 月 19 日(水)

(講演要旨)

社会環境の変化、多様性の時代に、組織の文化・歴史・機能を受け継ぐ仕組みが減退し、自己責任・自己啓発の時代になっていった。行政においては、ヒトは減り、仕事は増えて、役所だけの課題解決が困難になっており、社会も行政も相談相手を外に求める「共働」が必要となっている。

新たな少子高齢社会において行政の限界・分担の限界・視点の限界などの課題が山積しており、市民・コミュニティと行政が話し合う場を持ち、信頼を築いていくよう市民も行政も「覚悟」をもって、共働にあたる必要がある。われわれの共通の敵は「無関心」であり、社会全体で課題解決に向かう市民社会と構築するために、行政職員は市民と向き合っていくことが求められる。

第2回 自治基本条例がもたらすもの 平成 23 年 11 月 21 日(月)

(講演要旨)

市民と行政が話し合い、双方の理解を深めて、共働の体制・取り組みを行うため、基本条例を市民との手作りで作っていく必要がある。条例策定のプロセスは市民と行政との面識作りの場であり、市民と行政の間での次世代に向けた関係性の再構築と思われる。太宰府市において、こうした信頼ある関係(社会関係資本)を、じっくり時間をかけて熟成し、まちづくりに取り組むための基本条例を市民とともに策定していくべき時期を迎えている。



学習会

○市民とともに自治基本条例の策定に取り組んでいくために必要な情報、項目の整理、学習

第3回 協働のまちづくり推進委員会 平成 23 年 12 月 12 日(月)

- ・協働、参加による条例づくりの概要の確認
- ・参加型の条例策定の手順、プログラム
- ・協働のまちづくり推進委員会の役割

第4回 協働のまちづくり推進委員会 平成 23 年 12 月 21 日(水)

- ・自治基本条例の意義、目的
- ・条例づくりに取り組むための条件整理
- ・参加型の条例づくりの基本姿勢

